

広島県告示第三百三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県安芸高田市八千代町勝田、同市八千代町土師、同市八千代町佐々井及び同市吉田町長屋地内				
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示の区域の表示及び法
土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示の区域の表示及び法	区域の表示及び法
下土師（一） 二七七―一	下土師（一） 二七七―一	下土師（一） 二七七―一	下土師（一） 二七七―一	下土師（一） 二七七―一	区域の表示及び法
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	区域の表示及び法
下土師（一） 二七七―七	下土師（一） 二七七―七	下土師（一） 二七七―七	下土師（一） 二七七―七	下土師（一） 二七七―七	区域の表示及び法
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	区域の表示及び法
下土師（一） 二七七―八	下土師（一） 二七七―八	下土師（一） 二七七―八	下土師（一） 二七七―八	下土師（一） 二七七―八	区域の表示及び法
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	区域の表示及び法
下土師（一） 二七七―九	下土師（一） 二七七―九	下土師（一） 二七七―九	下土師（一） 二七七―九	下土師（一） 二七七―九	区域の表示及び法
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	区域の表示及び法
下土師（一） 二七七―一〇	下土師（一） 二七七―一〇	下土師（一） 二七七―一〇	下土師（一） 二七七―一〇	下土師（一） 二七七―一〇	区域の表示及び法
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	区域の表示及び法
下土師（一） 二七七―一一	下土師（一） 二七七―一一	下土師（一） 二七七―一一	下土師（一） 二七七―一一	下土師（一） 二七七―一一	区域の表示及び法
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	区域の表示及び法
下土師（一） 二七七―一二	下土師（一） 二七七―一二	下土師（一） 二七七―一二	下土師（一） 二七七―一二	下土師（一） 二七七―一二	区域の表示及び法
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	区域の表示及び法
下土師（一） 二七七―一三	下土師（一） 二七七―一三	下土師（一） 二七七―一三	下土師（一） 二七七―一三	下土師（一） 二七七―一三	区域の表示及び法
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	区域の表示及び法
下土師（一） 二七七―一四	下土師（一） 二七七―一四	下土師（一） 二七七―一四	下土師（一） 二七七―一四	下土師（一） 二七七―一四	区域の表示及び法
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	区域の表示及び法
下土師（一） 二七七―一六	下土師（一） 二七七―一六	下土師（一） 二七七―一六	下土師（一） 二七七―一六	下土師（一） 二七七―一六	区域の表示及び法
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	区域の表示及び法

道ヶ谷川（ 五五七五隣 i）	土石流	次の図のとおり	道ヶ谷川（ 五五七五隣 i）	土石流	次の図のとおり
道ヶ谷川（ 五五七五隣 j）	土石流	次の図のとおり	道ヶ谷川（ 五五七五隣 j）	土石流	次の図のとおり
道ヶ谷川（ 五五七五隣 k）	土石流	次の図のとおり	道ヶ谷川（ 五五七五隣 k）	土石流	次の図のとおり
簸ノ川右二 （七〇〇七 隣）	土石流	次の図のとおり	簸ノ川右二 （七〇〇七 隣）	土石流	次の図のとおり
簸ノ川右一 （七〇〇八 隣）	土石流	次の図のとおり	簸ノ川右一 （七〇〇八 隣）	土石流	次の図のとおり
簸ノ川左二 （七〇一〇 隣）	土石流	次の図のとおり	簸ノ川左二 （七〇一〇 隣）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。